予算特別委員会総務文教分科会

Ｒ６．３．１４（木）１０：２０～
Ｒ６．３．１５（金）１０：００～
Ｒ６．３．１８（月）１０：００～
Ｒ６．３．１９（火）１０：００～
Ｒ６．３．２１（木）市長質疑終了後
Ｒ６．３．２２（金）１１：００～
場　　所　：　第３委員会室

１　開　会

【事務局日程説明】

２　議案審査

（１）令和６年度亀岡市一般会計予算（第１号議案所管分）

（２）令和６年度亀岡市曽我部山林事業特別会計予算（第７号議案）

（３）令和６年度各財産区特別会計予算（第１１号議案～第４０号議案）

３　市長質疑項目の確認

４　討論～分科会採決

５　委員長報告の確認

６　その他

令和６年３月議会　予算特別委員会総務文教分科会　審査日程案

令和６年３月１４日（木）　日程

予定時間	議案番号	会計名等	出席者	備考
10:00～		**全体会** １．市長あいさつ	市長等	
10:20～	第1号	**一般会計（議会事務局所管分）**	議会事務局	
11:00～	第1号	**一般会計（会計管理室所管分）**	会計管理室	
11:40～	第7号	**曽我部山林事業特別会計**	〃	
11:50～	第11号～第40号	**各財産区特別会計**	〃	
昼休憩				
13:00～	第1号	**一般会計（市長公室所管分）**	市長公室	
15:00～	第1号	**一般会計（政策企画部所管分）**	政策企画部	

令和６年３月１５日（金）　日程

予定時間	議案番号	会計名等	理事者	備考
10:00～	第1号	**一般会計（生涯学習部所管分）**	生涯学習部	
昼休憩				
13:00～	第1号	**一般会計（総務部・監査委員事務局所管分）**	総務部・ 監査委員事務局	

令和６年３月１８日（月）　日程

予定時間	議案番号	会計名等	理事者	備考
10:00～	第1号	**一般会計（教育部所管分）** （教育費：幼稚園費まで）	教育部	
昼休憩				
13:00～	第1号	**一般会計（教育部所管分）** （教育費：社会教育費から）	教育部	
15:00～	（市長質疑項目の整理）（現地視察検討）		―	

令和６年３月１９日（火）　日程

予定時間	内容	理事者	備考
10:00～	**分科会（市長質疑項目の確認）**	―	
10:30～	**全体会** １．市長質疑項目の報告・決定 ２．現地調査の検討・決定	―	
13:00～	現地視察		
15:00～	（市長質疑項目の送付）	―	

令和６年３月２１日（木）　日程

予定時間	内容	理事者	備考
13:00～	**全体会** １．市長質疑	市長等	
上記終了後	**分科会（委員間討議、討論、採決）**	―	

令和６年３月２２日（金）　日程

予定時間	内容	理事者	備考
11:00～	**分科会**（委員長報告確認）	―	
PM	**全体会** １．各分科会委員長報告（質疑） ２．委員間討議 **～会派会議～** ３．討論～採決等	―	

令和6年3月
予算特別委員会
総務文教分科会

【生涯学習部】

資料

・令和6年度隣保館事業・児童館事業計画

・2023（令和5）年度各文化センター・児童館事業実施状況中間報告

・令和5年度　定期相談日　相談一覧（人権福祉センター）

・令和6年度　かめおか霧の芸術祭事業について

亀　　岡　　市　（Ｒ６年度）　（当初予算時）

◎ 文化センター運営経費

◆報酬

会計年度任用職員報酬	＠１８５，７２９×１２カ月×２人，＠１８０，２７５×１２カ月		6,620,796
	割増報酬		549,271
	夜間管理業務		175,657
		小計	7,346,000

◆職員手当等

会計年度任用職員期末勤勉手当	＠８３５，７８０×２人，＠８１１，２３４×１人		2,482,794
		小計	2,483,000

◆報償費

相談員報償金（相談基本事業・相談強化事業）	＠５，０００×２人×７６日		760,000
運営委員会報償品	４委員会　＠５，０００×２９人		145,000
		小計	905,000

◆旅費

普通旅費			77,000
		小計	77,000

◆需用費

消耗品費			771,000
燃料費			707,000
食糧費			11,000
印刷製本費			54,000
光熱水費			8,890,000
修繕料			215,000
医薬材料費			2,000
		小計	10,650,000

◆役務費

通信運搬費			378,000
保守点検手数料			351,000
火災保険料			87,000
		小計	816,000

◆委託料

人権問題に対する正しい理解と認識を深めるために、人権問題に関する講演会及び

施設管理等業務委託料			9,193,000
その他業務委託料			330,000
保守業務委託料			3,430,000
		小計	12,953,000

◆使用料及び賃借料

NHK受信料			25,000
機械器具借上料（ＡＥＤ）			49,000
その他借上料（玄関マット他）			227,000
		小計	301,000

◆負担金補助及び交付金

出席負担金	研修会受講料等		52,000
京都府隣保館連絡協議会分担金			135,000
		小計	187,000

	合計	35,718,000

亀　　岡　　市（R6年度）（当初予算時）

◎ 隣保館事業

地域交流活性化支援事業(府補助金)

◆地域力活用事業

地域住民の自主的な地域力の育成・活用を通じて「まちづくり」など地域の交流と活性化を進めることを目的とする事業

館名	事業名	回数	備考	事業費
人権福祉センター	人権福祉フェスティバル	年1回	活動発表等	320,000
	文化・芸術鑑賞会	年2回	七夕でナイト・つながろうデイ	178,000
年度任用職員期末勤勉	文化祭	年1回	活動発表等	138,000
東部文化センター	東部センターまつり	年2回	活動発表等	135,000
保津文化センター	保津ふるさと文化祭	年1回	活動発表等	280,000

相談員報償金(相談基本事業・相談強化事業)　　小計　1,051,000

◆地域交流事業

隣保館等における文化・スポーツ活動及び児童を対象にした各種取組を通じて交流と相互理解を深めることを目的とする事業

館名	事業名	回数	備考	事業費
人権福祉センター	手芸・園芸教室	年10回		130,000
	パソコン教室	年3回		95,000
馬路文化センター	陶芸教室	年1回		63,000
	花づくり教室	年2回		64,000
	パソコン教室	年10回		153,000
東部文化センター	パソコンよろず相談室	年10回	高齢者中心パソコン教室	112,000

小計　617,000

◆課題対応支援事業

高齢者等を対象にした各種取組を通じて「福祉」など多様化する課題やニーズに対応していくことを目的とする事業

館名	事業名	回数	備考	事業費
人権福祉センター	高齢者いきいき講座	年1回	健康教室等	16,000
	ふれあい人権講座	年2回		99,000
馬路文化センター	川東ふれあい講座	年13回	平和・人権学習等	194,000
東部文化センター	東部子ども広場	年10回	小学生対象	132,000
	東部ふれあい人権講座	年2回		78,000
	東部ふれあいサロン	年21回	高齢者中心	255,000
	健康講座	年18回	高齢者中心	213,000
	リフレッシュヨガ教室	年4回		48,000

小計　1,035,000

合計　2,703,000

亀　　岡　　市（R6年度）（当初予算時）

人権問題啓発事業(府補助金)

人権問題に対する正しい理解と認識を深めるために、人権問題に関する講演会及び
研修会、啓発資料の作成等を行う事業

館名	事業名	回数	事業費
人権福祉センター	人権学習会	年1回	120,000
馬路文化センター	人権啓発講演会	年1回	115,000
保津文化センター	人権問題啓発講演会	年1回	110,000

計年度任用職員期末勤勉手

合計	345,000

交流促進講座開催事業(府補助金(国負担分もあり))

相談員報償金(相談基本事業・相談強化事業)
地域住民相互の理解と交流を促進する事業

館名	事業名	回数	事業費
保津文化センター	パソコン講座	年20回	342,000

合計	342,000

休日等開館事業(府補助金(国負担分もあり))

土曜日、日曜日、祝日に開館(月2回以上)して、クラブ活動などの地域交流活動
を実施し、効果的な住民交流を図る事業

館名	事業名	回数	事業費
人権福祉センター	ひだまりサロン	年42回	248,000
保津文化センター	土曜囲碁・将棋サロン	年30回	128,000

合計	376,000

隣保館デイサービス事業(府補助金(国負担分もあり))

障害者及び高齢者などの福祉の増進を図るために地域のニーズに基づき、日常生活訓練
社会適応訓練、給食サービス、スポーツレクリエーションなどを実施する事業

館名	事業名	回数	事業費
人権福祉センター	日常生活訓練教室(体操教室)他	年99回	1,920,000
保津文化センター	いきいきサロン他	年37回	384,000

人権問題に対する正しい理解と認識を深めるために、人権問題に関する講演会及び

合計	2,304,000

相談機能強化事業(府補助金(国負担分もあり))

長期的、継続的な支援を必要とする者に対して、総合的に相談援助を行う事業

館名	事業名	回数	事業費
人権福祉センター	支援方策検討会及び支援活動	年56回	600,000

合計	600,000

亀　　岡　　市（R6年度）（当初予算時）

◎ 児童館事業

地域交流活性化支援事業(府補助金)

◆地域力活用事業

地域住民の自主的な地域力の育成・活用を通じて「まちづくり」など地域の交流と活性化を進めることを目的とする事業

館名	事業名	回数	備考	事業費
東部児童館	親と子のセカンドハウスほっとホット	年280回	子育て支援(1日2回×140日)	853,000
犬甘野児童館	いきいき夏まつり	年1回	活動発表等	127,000
	児童館文化祭	年2回	活動発表等	51,000
			小計	1,031,000

◆地域交流事業

相談員報償金(相談基本事業・相談強化事業)目的とする事業

館名	事業名	回数	備考	事業費
天川児童館	親と子ののびのび子育てサロン	年11回	お菓子作り、絵本の読み聞かせ等	166,000
	のびのび講座	年1回	親子体験教室	16,000
	習字教室	年24回	習字	233,000
	レクリエーション教室	年24回	スポーツ、集団遊び等	127,000
	かめおかキッズクラブ	年24回	集団遊び、工作教室等	220,000
	管外交流会	年1回	管外学習	193,000
馬路児童館	子どもアトリエ教室	年2回	工作	50,000
	あそびの学校	年5回	読み聞かせ、料理体験等	78,000
	学童クラブ	年6回	大学生との遊び	60,000
東部児童館	子ども体験交流講座	年2回	陶芸	41,000
	東部親子のびのび講座	年7回	リトミック教室等	70,000
保津児童館	あそびの学校　楽ICHI	年20回	集団遊び、工作教室等	141,000
犬甘野児童館	地域カラオケ交流教室	年8回		61,000
	いきいき交流教室	年4回	創作活動等	40,000
	子どもクラブ	年7回	工作教室等	72,000
	ゴロンとひろば	年3回	手遊び、読み聞かせ等	27,000
			小計	1,595,000

合計	2,626,000

人権問題啓発事業(府補助金)

人権問題に対する正しい理解と認識を深めるために、人権問題に関する講演会及び研修会、啓発資料の作成等を行う事業

館名	事業名	回数	備考	事業費
犬甘野児童館	市民人権研修会	年1回		40,000
			合計	40,000

令和5年度　定期相談日　相談一覧（人権福祉センター）

	月日	年齢	性別	内容
1	R5.6.13	30代	女性	育児相談について
2		70代	女性	介護保険制度の内容について
3	R5.6.27	40代	男性	求職相談について
4		70代	女性	認知症への不安について
5	R5.7.11	30代	女性	子育て相談について
6		70代	男性	介護サービス利用について
7	R5.7.25	70代	女性	運動機能の低下について
8		60代	女性	健康不安について
9	R5.8.8	70代	男性	高齢独居世帯の熱中症対策について
10		40代	女性	児童相談について
11	R5.8.22	60代	女性	年金申請の手続きについて
12		70代	女性	ゴミの出し方、分別について
13	R5.9.12	30代	女性	育児相談について
14		60代	女性	市営住宅の諸手続きについて
15	R5.9.26	70代	女性	ゴミの出し方、分別について
16		60代	男性	求職相談について
17	R5.10.10	30代	女性	子育て相談について
18		60代	男性	税務相談について
19		80代	男性	農業関係者の担い手育成について
20	R5.10.24	30代	女性	子育て相談について
21		80代	女性	介護サービス利用について
22	R5.11.14	70代	女性	高額療養費の申請等について
23		30代	女性	育児相談について
24	R5.11.28	30代	女性	子育て相談について
25		60代	男性	雇用保険の受給について
26		30代	女性	介護相談について
27	R5.12.12	80代	女性	介護認定の進め方について
28		30代	女性	育児相談について
29		50代	女性	不登校相談について
30	R5.12.26	80代	女性	日常生活動作や認知症への不安について
31		40代	女性	児童相談について
32	R6.1.9	60代	女性	年金申請の手続きについて
33		70代	男性	介護保険制度の内容について
34	R6.1.23	50代	女性	求職相談について
35		60代	男性	生活相談について
36	R6.2.13	70代	男性	確定申告について
37		30代	女性	育児相談について
38		60代	女性	確定申告について
39	R6.2.27	70代	女性	ゴミの出し方、分別について
40		30代	女性	子育て相談について

かめおか霧の芸術祭　令和６年度事業

城 跡 芸 術 展

亀山城跡での亀岡ゆかりの芸術家による展覧会

出展作家によるトークや
ワークショップ
（年間通じて実施）

亀岡のクラフト作家
の作品販売など

こども プロジェクト

小中高と連携

芸術大学と連携

こどもの
作家体験

開かれた アトリエ プロジェクト

企画展・公募展

関連ワークショップ

モノ・ヒト・食の
循環プロジェクト

緑化フェアに向け たプロジェクト

KIRICAFEでの
芸術家による
トークイベント

KIRICAFEでの
芸術家による
ワークショップ

亀岡市トイレトレーラー運用要領(内規)

令和４年８月　１日

（趣旨）

この要領は、亀岡市（以下「本市」という。）が所有するトイレトレーラー（以下、「トレーラー」という。）の平時及び災害発生時の運用に関して、必要な事項を定める。

１　平時の運用に関すること

（平時の運用目的）

災害時におけるトイレの重要性を啓発するとともに、運用に携わる職員等の運用技能の強化を図ることを目的とする。

（対象事業等）

トレーラーの派遣は、次の各号のいずれかに該当する事業等（以下「対象事業等」という。）を対象として利用を認める。ただし、公序良俗に反するもの、政治活動、宗教活動、営利を目的とする事業と判断される場合は利用を許可しない。

また、市外で使用する場合はトレーラーの展示のみとする。

(1) 本市または本市関係機関、その他の公共機関等が主催または共催等する公的な事業。

(2) 市内・市外に関わらず、防災に関連する事業で、防災普及啓発、トレーラー及び「みんな元気になるトイレ」プロジェクトの広報に資する事業。

(3) 市内で活動する市民活動団体や事業組合等が主催する事業であって、本市主管課を通じて申し込みがあった事業。

(4) その他市長が適当と認めた事業。

（派遣条件）

(1) 派遣期間は、対象事業等が開催される期間（設置・撤収に要する日を含む）とし、おおむね５日間を限度とすること。

(2) 設置場所は、平坦で傾斜がなく、十分な空地が確保されていること。（幅８．５メートル以上、奥行８メートル以上）

(3) 設置場所へのトレーラー進入が可能であること。（十分な道幅・鋭角に曲がる路地や障害物がないこと）

（4）トレーラーの派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用前に取り扱い説明を２名以上で受けること。

（5）派遣期間中の運営・管理は申請者が行い、安全・衛生管理を徹底するとともに、故障・破損の防止に努めること。

（6）事業終了後、本市指定業者による汚物の汲取り及び清掃を実施すること。

（派遣申請及び許可）

（1）申請者は、派遣を受けようとする日の１ヶ月前までに別紙「亀岡市トイレトレーラー派遣申請書（様式第1号)」、その他必要な書類を添えて提出するものとする。

（2）前項の申請があった場合、本市は申請内容を審査した後、適当と認めたときトレーラーの派遣を許可するものとする。

（許可の取消し等）

本市は、次のいずれかに該当するときはトレーラーの派遣許可を取消し、現に派遣中の場合であっても、その派遣を中止することができる。

（1）災害派遣その他緊急且つやむを得ない事由により、市がトレーラーを使用する必要が生じたとき。

（2）トレーラーが故障等の理由により貸出ができなくなったとき。

（3）当該事業及び申請者が貸出対象とならなくなったとき、または貸出条件に反する違反をしたとき。

２　災害発生時の運用に関すること

（本市の災害）

災害により本市が被災した際には、必要に応じて拠点となる施設等にトレーラーを設置し、衛生環境の確保に努める。

（他自治体の災害）

他自治体で災害が発生し、当該自治体又は災害派遣トイレネットワークからトレーラーの派遣依頼があった際には、トレーラーの派遣を検討する。

（派遣依頼等）

他自治体からの派遣要請は書面依頼を原則とする。但し、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において文書を提出するものとする。

３　共通事項

（派遣及び返却）

（1）トレーラーの派遣及び返却については、本市と申請者が協議して定めることとし、トレーラーの移動は、本市職員が行うものとする。

（2）トレーラー設置後の使用に係る準備等は、取り扱い説明を受けた者が中心となり、申請者が行うものとする。

（3）トレーラーの使用後、申請者は「亀岡市トイレトレーラー使用報告書（様式第２号)」、その他必要な書類を添えて提出するものとする。

（4）トレーラーの返却にあたっては、本市職員の確認を受けなければならない。

（費用負担）

（1）トレーラーの移動や使用場所への設置に係る費用は本市の負担とする。

（2）トレーラーの使用に必要な消耗品(トイレットペーパー、清掃用品等)、水道料金、電気代、発電機燃料、その他費用は申請者の負担とする。

（3）使用後の汲取り・清掃は、本市が指定する業者の対応とし、経費は申請者の負担とする。なお、経費内訳及び支払い方法は別に定める。

（4）市外貸出の場合、設置場所までの移動に係る経費（高速道路使用料・燃料費等）は、申請者の負担とする。但し、災害派遣の場合は申請者と協議のうえ決定する。

（事故等の責任）

トレーラーの設置から返却までの間に発生した事故及び破損等に関しては、申請者が一切の責を負うものとする。

（その他）

この要領に定めるもののほか、必要な事項は本市が別に定める。

附　則

この要領は、令和４年８月１日から適用する。

（様式第１号）

年　　月　　日

亀岡市トイレトレーラー派遣申請書

（あて先）自治防災課長

申請者　所 在 地

団 体 名

代表者名

電話番号

（市担当課）

下記のとおり、亀岡市トイレトレーラーの派遣を申請します。

記

使　用　内　容	トイレを使用する　・　展示のみ	
使　用　期　間 （事業実施日時）	年　　月　　日（　　）　　時　　分から 年　　月　　日（　　）　　時　　分まで	
事業計画	事 業 名： 事業目的： 場　　所：亀岡市 来場見込：　　人 飲　　食：　無　・　有　（酒類の提供 有・無 ）	
設置・撤去	設　置	年　　月　　日（　　）　　時　　分
	撤　去	年　　月　　日（　　）　　時　　分
その他		

・事業等の実施計画書、会場図面等を添付してください。

・本申請書は、実施日の１ヶ月前までに提出してください。

（様式第２号）

年　　月　　日

亀岡市トイレトレーラー使用報告書

（あて先）自治防災課長

報告者　所 在 地

団 体 名

代表者名

電話番号

下記のとおり、亀岡市トイレトレーラーを使用したので報告します。

記

事　業　名		
使　用　期　間 （事業実施日時）	年　　月　　日（　　）　　時　　分から 年　　月　　日（　　）　　時　　分まで	
事業内容	場　　所：亀岡市 来場者数：　　人 実施状況：別添写真のとおり	
設置・撤去	設　置	年　　月　　日（　　）　　時　　分
	撤　去	年　　月　　日（　　）　　時　　分
清掃等実施予定日 ※事前に業者と相談してください。	年　　月　　日（　　）	
その他		

・事業実施状況のわかる写真（実施風景・トイレ使用状況等）及びチェックシートを添付してください。

・本申請書は、事業実施後、速やかに提出してください。